

国の施策等に関する提案・要望

令和4年6月

群馬県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、地方創生の実現に向けた取組のほか、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に注力いただいていることに感謝申し上げます。

本県では、「新・群馬県総合計画」に基づき、20年後に群馬県が目指す「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自律分散型の社会」の実現に向け、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

この提案・要望は、県政の推進にあたり、本県が課題と考える事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、令和5年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県知事 山本一太

目 次

■ 地方行政・地域創生

- 1 地方財政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 警察活動における人的基盤の整備について・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 多文化共生・共創社会の実現に向けた施策の推進について・・・・ 4
- 4 芸術団体の水準向上・活動継続への支援について・・・・・・・・・・ 7
- 5 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について・・・・・・ 8
- 6 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた財政支援等
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

■ 生活こども

- 7 再犯防止推進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8 消費者行政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 9 子ども・子育て支援新制度等の推進について・・・・・・・・・・・・ 12
- 10 児童相談所におけるA Iを活用した緊急性の判断に資する全国統一ツール
の開発促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 11 自画撮り被害防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

■ 健康福祉

- 12 医師の偏在解消に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 13 地域における包括的な支援体制の整備について・・・・・・・・・・・・ 16
- 14 生活保護における居住地特例対象施設の拡大について・・・・・・・・ 17
- 15 介護人材確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 16 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について・・・・・・ 19
- 17 認知症施策の加速的な推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 18 就労継続支援事業の評価見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 19 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について・・・・ 22
- 20 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について 23
- 21 持続可能で安定的な国民健康保険制度の構築について・・・・・・・・・・ 24

■ 環境森林

- 22 プラスチックごみ削減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 23 食品ロス対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 24 低濃度PCB廃棄物等の適正処理推進に向けた支援等について・・・・・・・・・・28
- 25 林業・木材産業の自立の実現に向けた路網整備の推進について・・・・・・・・・・29
- 26 林業労働安全の推進に対する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

■ 農政

- 27 農地中間管理事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 28 担い手農家等の設備投資への支援策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 29 外国人技能実習制度における、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号
計画の容認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 30 野生鳥獣被害対策の取組強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 31 普及事業の取組強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 32 野菜価格安定制度と農業経営収入保険制度の同時加入について・・・・・・・・・・37
- 33 施設園芸等の燃油高騰対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 34 水田活用の直接支払交付金の予算確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
- 35 こんにゃく需要拡大のための総合対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 36 蚕糸業の維持継承に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 37 内水面養殖業者に対するセーフティネットの強化について・・・・・・・・・・42
- 38 取水堰の魚道整備支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 39 農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 40 飼料価格高騰対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 41 農場バイオセキュリティ強化への支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
- 42 効果的な豚熱ワクチン接種について・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 43 農業農村整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

■ 産業経済

- 44 デジタル産業の創出に向けた支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

45	デジタル化に対応した産業人材育成に係る財政的支援等の充実について	50
46	企業のレジリエンス強化に向けたサプライチェーンの構築について	52
47	中小企業等への幅広い支援について	53
48	企業の防災・減災対策及び事業継続に係る支援措置の充実について	54
49	地域未来投資促進法に基づく支援制度の延長等について	55

■ 県土整備

50	「災害レジリエンス No. 1」の実現に向けた防災・減災、国土強靱化の推進について	56
----	---	----

■ 教育

51	教職員定数改善の促進について	59
52	学校教育のICT化を推進するための財源の確保について	61
53	夜間中学への継続的な支援の充実について	62
54	外国人児童生徒への教育の充実について	63
55	高校魅力化を推進するための施策の充実について	64
56	国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の確立・運営について	65
57	障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について	66
58	医療的ケア看護職員等の配置の拡充について	67

1 地方財政の充実・強化について

〔内閣官房、内閣府、財務省、総務省〕

人口減少が本格化する中で、引き続き国と地方が連携・協力して、地方創生の推進に取り組む必要があります。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれるなど、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっています。

特に、今後数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方財政はますます厳しい状況が予想されます。そうした中で、地方自治体は、感染拡大防止対策や経済対策等を継続して行っていかなければなりません。

については、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 令和5年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げ、一般財源総額を確保していただきたい。特に新型コロナウイルス感染症の対策として必要な財政需要については、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の枠組みを継続するなど、別枠で確実に確保されるようにしていただきたい。

また、地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言等の対象となることなく、営業時間短縮要請などの感染拡大防止対策や、観光業なども含めた幅広い経済対策に取り組む地方自治体に対し、手厚く配分していただきたい。

あわせて、歳入についても、必要な交付税総額を確保していただきたい。

2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に廃止としていただきたい。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に

に別枠として確保していただきたい。

- 3 地方財政に関わる国の政策の推進については、地方と十分に協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保していただきたい。

また、事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じていただきたい。

(総務部)

2 警察活動における人的基盤の整備について

〔警察庁〕

刑法犯認知件数は、全国的にも本県においても減少を続けており、数字の上での治安は、大きく改善している。

一方で、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会のデジタル化とそれに伴うサイバー空間被害の潜在的リスクが拡大する中、本県の令和3年中のサイバー犯罪に関する相談件数は、3,411件と、平成24年と比較して約3.1倍に増加するなどサイバー空間の脅威への対応の強化が求められている。

また、本県における令和3年中の児童虐待に関する相談件数は573件と、平成24年と比較して約4倍の件数であり、高い水準を維持しているなど人身安全関連事案において、命を守るための一層きめ細かで迅速な対応が求められている。

さらに、本県における令和3年中の特殊詐欺認知件数は217件、検挙件数は190件、被害総額は約4億563万円と、昨年と比較していずれも増加しており、県民の関心が高い犯罪の一つである特殊詐欺を敢行する犯罪組織の実態解明に加え、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りによる犯罪組織の弱体化が求められている。

そのため、今後、更に複雑・多様化する治安情勢に迅速かつ的確に対応し、県民の安全で安心な生活を確保するため、警察職員の増員による人的基盤の整備を図らねたい。

(警察本部)

3 多文化共生・共創社会の実現に向けた施策の推進について

〔法務省、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省〕

外国人県民は、我が国の経済活動を支える上で、大きな力となっており、国は、令和3年6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」を決定し、外国人材の受入れを進めています。

一方、外国人県民の増加に伴い、地域ごとの特性により労働、社会保障、医療、教育、防災等様々な分野で、外国人県民と地域との共生に当たっての問題が発生しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、これらの問題を顕在化させました。

今後、中長期的には、国内における外国人県民の増加がさらに見込まれます。国籍や民族等の異なる人々が、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を生かしつつ、新たな価値を創造し、地域に活力をもたらす多文化共生・共創社会を実現することが不可欠であります。

このためには、外国人材の円滑かつ適正な受入れ体制の整備を促進するとともに、外国人県民に対する日本語学習機会の提供や日本語が不自由な外国人県民でも、安全・安心に暮らせる生活環境の整備といった課題への対応が急務であります。

については、多文化共生・共創社会の実現を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた諸施策について、地域の実情や課題等を踏まえた上で、各省庁が連携して着実に実施するとともに、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 外国人県民が自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を取得するため、国において、個々のニーズに応じた日本語の学習機会を提供する公的な仕組みを充実していただきたい。

また、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する外国人県民に対する日本語教育支援などの取組に対し、継続的で十分な財政支援を行っていただきたい。

- 2 外国人県民が安心して適切な医療を受けられるよう、国において、医療通訳制度の充実や多言語自動音声翻訳の更なる普及促進を図っていただきたい。

また、医療保険の不適用や、支払能力のない外国人患者の医療費未払など、医療機関が外国人患者を受け入れることに伴う様々な課題については、国が責任を持って対策を講じていただきたい。

- 3 各種の情報提供について、少数言語も含めた多言語化・やさしい日本語化など、外国人県民が必要な情報にアクセスできる環境整備を図っていただきたい。特に、災害等の非常時には、外国人県民へ迅速に情報伝達できる体制の更なる整備を図っていただきたい。さらに、災害情報の多言語化に当たっては、発信主体ごとに翻訳を行うのではなく、一元的に多言語化を図っていただきたい。

- 4 技能実習制度の適切な実施や技能実習生の保護が図られるよう、外国人技能実習機構の体制の充実・強化を図り、監理団体や実習実施者に対する指導監督等の強化を行っていただきたい。

また、不適正な送り出し機関の排除に係る関係国への更なる働きかけを行っていただきたい。

- 5 新型コロナウイルス感染症の感染予防及びワクチン接種に関する情報が外国人県民に適切に届くよう、大使館をはじめ、企業や日本語教育機関等との連携を強化し、情報の行き届かない者がいないよう更なる啓発に努めていただきたい。

(地域創生部)

(総務部)

(健康福祉部)

(産業経済部)

4 芸術団体の水準向上・活動継続への支援について

〔文化庁〕

人口減少社会にあって、交流人口の増加を図り、地域活性化につながる起爆剤として、地域における芸術文化の振興が求められています。

また、地域の芸術文化の振興にあたっては、牽引役となるような取組を支援し、優れた舞台を多くの方々が鑑賞できる機会を提供していくことが必要です。

しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、舞台芸術活動は中止や延期を余儀なくされ、感染予防対策や入場制限などにより、経済的に厳しい状況が続いています。

今後も感染状況によっては、公演の中止や人数制限が予想されます。

については、地方が、特色ある地域文化をリードし、魅力ある地域づくりを行うために、芸術文化の振興策をさらに効果的に実施できるよう、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた芸術団体の活動が継続していけるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 芸術団体が、「ウィズコロナ」下にあっても変わらず活動を続けるため、必要な支援措置を等しく受けられるようにしていただきたい。
- 2 芸術団体の水準向上を図るとともに、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するためには、芸術創造活動の継続が不可欠であることから、「舞台芸術創造活動活性化事業」の補助金について、必要な額を増額確保していただきたい。
- 3 地方オーケストラの草分けである群馬交響楽団は、各地での演奏会や移動音楽教室により、長年広く親しまれており、地域の芸術文化の水準を向上させる牽引役となっていることから、その活動をより積極的に支援していただきたい。

(地域創生部)

5 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

〔文化庁〕

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産です。

コロナ禍により入場料収入が激減するなど財政上の負担が大きくなっている中、世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承していけるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 構成資産の保存整備について、優先的に予算を確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じていただきたい。
- 2 文化観光拠点施設としての機能を強化するため、世界的価値に関する調査研究の充実や情報発信・活用推進に対し、必要な支援を講じていただきたい。

(地域創生部)

6 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について

〔文部科学省、スポーツ庁〕

群馬県では、2029年の第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、諸準備を進めています。

大会開催に要する経費については、開催年度に開催地都道府県補助として一定額が交付されるのみであり、大部分を開催都道府県が負担しています。

また、競技会を開催する市町村において生じる会場準備や競技会運営に係る費用負担に対し、開催県が一定の財政支援を行っています。

さらに、競技会場となる施設等の整備に対する国庫補助制度がないことから、県・市町村とも整備費用が大きな負担となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、両大会についても、感染防止の観点から、大会のあり方の見直しが必要となっています。

については、広く国民へのスポーツの普及、健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興、共生社会の推進、地方文化の発展といった両大会の開催趣旨を踏まえつつ、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 開催県及び市町村に過大な負担が生じないように、式典や各競技会の簡素化・規模縮小に加え、競技人口に応じて種目の見直し・縮小を行う等、今後の国民スポーツ大会の開催方法等を見直していただきたい。
- 2 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の開催経費について、財政支援の拡充及び新設を行っていただきたい。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響下においても適応できる両大会のあり方について、専門的な知見をもとに検討し、方向性をお示しいただきたい。

(地域創生部)

7 再犯防止推進に向けた取組について

〔法務省〕

本県における刑法犯認知件数は減少しているものの、刑法犯検挙人数に占める再犯者の比率は、約45%と高く、再犯の防止や社会復帰支援等に向けた有効な対策が求められています。

平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）は、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、施策の基本となる事項を掲げ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

再犯防止推進法や、これに基づき策定された国の「再犯防止推進計画」を受け、本県においても、平成31年3月に「群馬県再犯防止推進計画」を策定し、国や更生保護団体、民間団体等の関係機関と連携・協力して取組を進めているところです。

については、これら法律や計画に掲げられた取組を実効性のあるものとするために、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 再犯防止推進に向けた関係機関の取組が実施しやすくなるよう、“再犯防止推進月間”や“社会を明るくする運動”などの全国的な広報・周知事業をさらに推進し、再犯の防止等に対する国民の関心を高め、理解の増進に努めていただきたい。
- 2 「刑務所出所者等就労奨励金制度」などの協力雇用主に対する支援制度を周知し、協力雇用主の拡大を図ることにより、雇用の受け皿の確保に努めていただきたい。
- 3 矯正施設を出所した人が、地域社会において定住先を確保するための身元保証制度を設けていただきたい。

(生活こども部)

8 消費者行政の充実・強化について

〔消費者庁〕

地方自治体においては、地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金を有効に活用することにより、消費生活センターの設置、消費生活相談員のレベルアップ、悪質商法に対する消費者教育・啓発等、消費者行政の強化に積極的に取り組んできました。

こうした中、国においては、平成30年度からは新たに地方消費者行政強化交付金制度による補助が開始されていますが、この強化交付金の強化事業のメニューは限定されており、補助率も全額補助ではありません。また、強化交付金の推進事業では、旧地方消費者行政推進交付金の継続事業を補助対象としていますが、活用できる期間は限定されているとともに、地方自治体からの要望額に満たない予算状況となった年もあり、今後も同様な状況が懸念されます。

については、今後、財源不足による地方消費者行政の著しい後退が懸念されていることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地方消費者行政を安定的に推進できるよう、長期的な支援を行っていただきたい。
- 2 地方消費者行政の維持・強化が引き続き図られるよう、地方消費者行政強化交付金強化事業を全額補助とし、かつ、自治体ニーズを反映して用途を拡大していただきたい。具体的には、旧地方消費者行政推進交付金で対象となっていた消費生活相談員の人件費や幅広い消費者教育・啓発等に係る費用を対象に加えていただきたい。

(生活こども部)

9 子ども・子育て支援新制度等の推進について

〔内閣府、文部科学省、厚生労働省〕

子ども・子育て支援新制度は、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化とともに、子どもの健やかな育ちと子育て世帯を応援することを目的とした、人口減少社会の中での主要な取組の一つとなっています。

新制度では、「量の拡充」と「質の向上」を進めるためには1兆円超の予算が必要とされていますが、制度施行後、7年を経過した現在でも0.3兆円の財源は確保されていません。また、無償化に伴い、市町村及び保育施設の事務負担が更に増しています。

こども家庭庁創設の理念である「こどもまんなか社会」を実現するため、新制度の円滑な推進及び幼児教育・保育の無償化の維持・運営に資する次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新制度における「量の拡充」と「質の向上」に係る施策の一層の充実のため、必要な財源を早急に確保していただきたい。
- 2 質の高いサービスの提供及び保育士等の勤務環境の改善のため、保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実を図っていただきたい。
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う市町村や保育施設の事務負担を軽減するため、関係者から意見を聴取し、実態把握の上、その改善に努めていただきたい。

(生活こども部)

10 児童相談所におけるA Iを活用した緊急性の判断に資する全国統一ツールの開発促進について

〔厚生労働省、内閣府〕

全国の児童虐待相談対応件数は年々増加し、重大な事案も多く発生しています。そのため、児童相談所の職員には高い専門性や経験に基づく適切な判断が求められるとともに、慢性的に多忙であります。こうした中で、経験の浅い職員も含め現場で迅速かつ適切な判断ができるよう、職員をサポートするシステムの導入が必要となっています。

については、児童虐待の見逃しを防ぎ、現場対応職員の負担軽減を図れる体制の構築に向け、国による「児童相談所におけるA Iを活用した緊急性の判断に資する全国統一ツール」の開発・運用に当たり、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和6年度とされる運用開始スケジュールが遅延しないよう確実に開発を進め、可能な限り早期の運用開始を図っていただきたい。
- 2 開発に当たっては、各都道府県等の意見を十分に取り入れていただきたい。そのため、適時に速やかな情報共有を図るとともに、令和5年度に予定されているテスト段階でのモデル的实施の際は、希望する都道府県等は必ず参加できるようにしていただきたい。
- 3 全国規模での蓄積データの活用による精度向上など、「全国統一ツール」としてのメリットが得られるようにするとともに、同様のツールを独自に導入済みの都道府県等も含め、既存のシステムと連携を図りやすいものとしていただきたい。
- 4 導入に当たって必要なシステム改修等により生じる負担を軽減し、より多くの都道府県等の参加を促すため、財政的支援を行っていただきたい。

(生活こども部)

11 自画撮り被害防止について

〔内閣府、法務省〕

次代を担うべき青少年の健全な育成は、社会の発展に不可欠なものであり、普遍的課題です。

青少年の健全な育成には、その発達段階に応じた良好な社会環境整備と、青少年に対する適切な支援等の配慮が必要となります。

現在、インターネット利用環境は急激に変化し、恩恵が多い反面、連日、インターネットの関連する事件が数多く報道されている情勢からも、その利用には危険が伴っています。

中でも、「脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる自画撮り被害」にあった児童数は、平成24年（207人）以降、令和元年（584人）まで7年連続で増加しており、令和2年には一旦減少（511人）したものの、令和3年にはまた増加（514人）に転じています。

自画撮りデータが、一度インターネット上に掲載されれば、その特性からデータを完全に消去することは難しく、被害児童は、将来にわたって心身や生活に影響を受けるおそれがあることから、青少年の有害環境対策として、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 自画撮り勧誘行為に、罰則を伴う法律整備を行っていただきたい。

(生活こども部)

12 医師の偏在解消に向けた取組について

〔厚生労働省、文部科学省〕

本県は、医師偏在指標に基づく「医師少数県」に位置づけられており、特に若手医師については、全国的に増加傾向になる中、本県では減少傾向にあるなど、依然として県内の医師不足は厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本県では、「ドクターズカムホームプロジェクト」を立ち上げ、知事が先頭に立って、これまで以上に、若手医師を始めとした医師の確保に取り組んでいるところです。その結果、県内病院で採用された臨床研修医数は増加傾向にあり、令和3年4月には、現行制度が始まった平成16年度以降最多を記録するなど、大きな成果を上げ始めています。

しかしながら、地方の医師不足の背景には、医師の都市部への集中という構造的な問題があります。また、医師の働き方改革の推進や新型コロナウイルス等の新興感染症の発生を考慮すると、地域の医療提供体制の維持・充実には、さらに多くの医師の確保が不可欠です。

本県の医師確保の取組が更に実効性のあるものとなるよう、国も主体的に医師の偏在解消に取り組んでいただきたく、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 医学部定員の見直しに当たっては、必要な医師が将来に渡って十分に確保されるよう、恒久定員内への地域枠設置等を要件とすることなく、地域枠設置に伴う医学部定員増の措置を継続するようお願いしたい。
- 2 医師が都市部に集中する構造的な問題の解消など、国が主体的となって都道府県間の医師偏在解消に取り組んでいただきたい。また、県が取り組む医師の確保・偏在対策に対し、十分な財政支援を行うとともに、県が早期に事業着手できるよう、地域医療介護総合確保基金については、年度早々に交付決定していただきたい。

(健康福祉部)

13 地域における包括的な支援体制の整備について

〔厚生労働省〕

平成30年4月の社会福祉法改正により、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

また、令和3年4月の社会福祉法改正により、市町村における包括的な支援体制の整備を支援する目的で重層的支援体制整備事業が創設されました。

群馬県においても、市町村と連携し、県内における包括的な支援体制の整備に努めているところですが、市町村における包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の円滑な施行のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 重層的支援体制整備事業において、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とする考え方が示されているところであるが、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるようにしていただきたい。
- 2 重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、「令和3年度全国厚生労働関係部局長会議」において、突然令和5年度から1/4を都道府県負担の負担割合とする考えが示されたところであるが、国として多くの市町村に重層的支援体制整備事業に取り組んでもらうために導入された事業であり、当面の間は、都道府県負担の導入は見送っていただきたい。

(健康福祉部)

14 生活保護における居住地特例対象施設の拡大について

〔厚生労働省〕

生活保護においては、有料老人ホームについて、施設所在地が実施責任を負う「居住地保護」と定められてきましたが、平成31年4月の改正により、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う（以下、「介護付き」という。）有料老人ホームに限り「居住地特例」が認められました。

しかし、介護付きでない有料老人ホームについても、地域的偏在が大きいことから、斡旋業者の仲介等により都市部から地方へ被保護者を転居させ、施設所在地の自治体に生活保護の実施責任が移管されるといった事例が散見されています。

このことが生活保護費の1/4を負担している施設所在地の自治体において財政負担が増大する一因になっているほか、担当ケースワーカーの人員配置などマンパワーの確保も迫られることとなります。

介護保険法においては同様の問題に対応するため、入居前の自治体が負担を負う「住所地特例」が全ての有料老人ホームに適用されていることから、生活保護においても、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 有料老人ホーム入居者の生活保護の実施責任について、介護保険法による住所地特例と同様の取り扱いとしていただきたい。

（健康福祉部）

15 介護人材確保対策について

〔厚生労働省〕

高齢化の進展により、介護サービスに対する需要が引き続き増大する一方、介護サービスの担い手となる労働力人口は減少傾向にあり、介護人材確保は本県においても喫緊の課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応により、介護職員に掛かる業務負担はますます増加しており、将来にわたり安定的に介護サービスを提供するには、若年世代の介護職への参入促進を強力に進めるとともに、外国人材の円滑な受入れを促進する必要があります。

国においては、令和元年の「介護職員等特定処遇改善加算」の創設、本年10月からの新たな加算創設までの間、臨時の措置として「介護職員処遇改善支援補助金」をスタートさせるなど、介護職員の処遇改善に取り組まれていると承知しています。

介護人材確保対策に関しては、介護人材の参入促進、定着支援に資する実効性のあるものとなるよう次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士を目指す若者の参入を促進するため、介護福祉士修学資金の返還債務免除要件である介護業務の従事期間を短縮していただきたい。
- 2 介護分野における技能実習生については、原則として実習開始から6か月を経過するまで、介護報酬上の配置基準の算定に含めることができないことから、技能実習生を受入れている事業者には経済的負担が生じています。このため、経済的負担の軽減に繋がる支援策を講じていただきたい。
- 3 介護従事者の一層の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保していただきたい。

(健康福祉部)

16 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について

〔厚生労働省〕

がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、国は、A Y A世代のがんへの対策を盛り込んでおり、「がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる体制整備を目指す」としています。

この世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、年代によって、就学、就労、生殖機能等の状況が異なることから、国は、診療体制や相談体制の整備に取り組むこととしています。

一方、この世代特有の医療や療養等に係る経済的な負担が生じる場合があることから、次の事項に関して特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護保険制度の対象とならない40歳未満の末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であることから、介護保険サービスと同等の助成制度を創設していただきたい。
- 2 外見ケアは、就労などの社会参加を後押しする上で有用であることから、その費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象としていただきたい。
- 3 子宮頸がんは、ワクチンで予防できることから、HPVワクチン接種のベネフィットとリスク及び今後のHPVワクチンキャッチアップ接種の実施について、住民に十分周知できるよう、必要な情報提供をしていただきたい。

(健康福祉部)

17 認知症施策の加速的な推進について

〔厚生労働省〕

団塊の世代全てが75歳以上となる2025年には、認知症の人が全国で約700万人になると見込まれており、認知症施策の推進は、国・地方を挙げて取り組むべき、超高齢社会における最重要課題の一つです。

国においては、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしていますが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、認知症の人の症状の進行や家族の介護負担の増大などが危惧される状況にあります。コロナ禍にあっても、認知症の人と家族を地域全体で支える地域包括ケアシステムの更なる推進は非常に重要と考えることから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 認知症を正しく理解するための啓発や、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指した前向きなメッセージをマスメディア等により強力に発信していただきたい。
- 2 若年性認知症の人がそれぞれの状態に応じた就労が継続できるよう、企業の認知症に対する理解を促進していただきたい。

(健康福祉部)

18 就労継続支援事業の評価見直しについて

〔厚生労働省〕

障害がある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの特性に応じて可能な限り就労し、活動の機会や場を持つことができるよう支援することが重要となっています。

県では、障害のある人の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとした雇用関係機関との連携強化など、一般就労に向けた取り組みを推進しているところですが、一般就労が困難である人にとって、福祉的就労の場となる就労継続支援事業所等は、生産活動等を通じた生きがいの実現や社会参加、経済的な自立等の観点から重要な役割を担っています。

このような中、令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定にて、就労継続支援B型事業所の基本報酬等の見直しが行われましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業所運営上の大きな課題となっています。

については、障害のある人が安心して就労を継続できる環境を確保するため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定にて、就労継続支援B型の基本報酬に関して、これまでの「施設外就労加算」を組み替えて、「地域協同加算」が新設されたが、加算要件のハードルが高く、多くの事業所が「地域協同加算」を選択していない。「施設外就労加算」の加算単位が、大きかったことから事業所の運営の大きな課題となっているため、次期報酬改定にあたっては、障害者、事業者、地方自治体等からの意見を十分に聴くとともに的確な情報提供を行い、施設外就労の取り組み評価の見直しをしていただきたい。

(健康福祉部)

19 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について

〔厚生労働省〕

障害児者が住み慣れた地域において、安心して生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、日中活動の場やグループホーム等の施設整備を始め、地域における支援体制の整備が急務となっています。

殊に、特別な配慮が必要となる強度行動障害児者の支援にあたっては、利用者及び支援者の安全確保や施設の耐久性を増すための強化ガラス、ソフト材等を使用するなど、通常よりも多くの施設・設備整備費が必要となっています。

また、医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者に対しては、地域における適切な支援体制を確立するため、介護に携わる家族のレスパイトの充実など、環境整備を進めるための更なる支援の拡充が求められています。そのため、医療機関に対してサービスの実施を働きかけていますが、診療報酬と比較して、報酬単価が低いことや、医療費措置等を行った際に必要な診療報酬が請求できないことから、実施は困難な状況です。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 日中活動の場やグループホーム等、地域のニーズを踏まえた計画的な施設整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策について、継続して充実を図っていただきたい。
- 2 強度行動障害児者への支援や対応は様々な困難を伴うことを踏まえ、強度行動障害の利用者を受け入れるために行う施設改修等の費用を、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の基準単価に反映させていただきたい。
- 3 医療型短期入所施設の設置促進のため、医療型短期入所サービス費について、適正な報酬上の評価をしていただきたい。

(健康福祉部)

20 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の 削減措置の廃止について〔厚生労働省、内閣府、総務省、財務省〕

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものではありますが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されています。

群馬県においても、市町村と連携し、中学校卒業までの子どもや、重度心身障害者等の医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げています。

一方、国では、このような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体による子育て環境づくりや障害者等の支援の取組を阻害しています。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置を廃止したものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていません。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていません。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設していただきたい。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、すべての国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止していただきたい。

(健康福祉部)

21 持続可能で安定的な国民健康保険制度の構築について

〔厚生労働省〕

国民健康保険は、制度の安定化を目的として、公費による財政支援の拡充と併せて、平成30年度から都道府県と市町村が共同で運営を行う制度に見直しが行われました。

しかし、依然として被用者保険と比べ、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、加入者の所得水準が低く、所得に占める保険料負担が重いという構造的な課題を抱えており、今後、高齢化の進展等による更なる医療費の増加が見込まれています。

については、制度の円滑な運営及び将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新制度の施行に伴う財政支援の拡充について、引き続き確実に実施するとともに、国の責任において、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤の確立を図っていただきたい。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、対象範囲及び軽減割合の拡充を図っていただきたい。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者に係る保険料（税）の減免については、令和4年度も引き続き、全額国費による財政支援を継続していただきたい。

（健康福祉部）

22 プラスチックごみ削減について

〔経済産業省、環境省、農林水産省〕

プラスチックは機能性の高さにより、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらす一方で、資源・廃棄物制約や、近年の海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題との関連も指摘され、それらへの対応が国際的な課題となっています。

2017年末には、中国をはじめとする外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止等の措置がとられ、国内でのプラスチックの資源循環の一層の促進が重要性が増しています。

最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テイクアウト用容器等のプラスチック使用製品のニーズが増加傾向にあり、プラスチックごみの排出量増加が懸念されます。

こうした中、国では、2022年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じていくこととしました。

一方、本県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、宣言4プラスチックごみ「ゼロ」を掲げ、環境中に排出されるプラスチックごみをなくす取組を進めています。

については、プラスチック資源循環がより一層推進されるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 プラスチックの生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を早期に構築するとともに、分別収集、再商品化に係る市町村の実情を勘案した財政措置等の支援を講じていただきたい。
- 2 化石燃料由来プラスチックの代替促進を図るため、セルロースナノファイバー、改質リグニンなど、森林整備の推進にも貢献する木材由来のプラ

スチック代替素材の商業化に向けた技術開発を進めるとともに、製造設備の設置に対する財政支援を講じていただきたい。

(環境森林部)

23 食品ロス対策について

〔環境省、農林水産省、消費者庁〕

食品ロスの削減については、SDGsでも削減目標が掲げられ、その達成が国際的にも重要な課題となっています。

国内では、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、各地方公共団体にも食品ロス対策の積極的な取組が求められています。

食品ロス削減の更なる推進には、地方公共団体が食品ロスの実態を把握し、実効性のある取組を実施する必要があります。

また、生活困窮者等に食品を提供するフードバンクは、食品を有効活用する役割も期待されますが、活動自体から収益を得ることができないため、フードバンク活動の支援策が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、フードバンク活動の重要性が高まっています。

については、各地方公共団体の食品ロス対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 各地方公共団体が食品ロス発生量を把握し、実効性のある取組を実施できるよう次のような仕組みや方法を構築していただきたい。
 - (1) 全ての食品関連事業者が食品ロス発生量を国又は地方公共団体に報告・公表する制度
 - (2) 国又は地方公共団体が事業者に対し、指導・助言等を行う法的裏付け
 - (3) 世帯構成や地域別の食品ロス発生量の推計モデルの作成など、家庭系の食品ロスについての統一的な推計方法
- 2 生活困窮者等の支援が必要な人と食品提供者とをつなぐフードバンク活動を安定的に継続するための財政支援等を拡充していただきたい。

(環境森林部)

24 低濃度PCB廃棄物等の適正処理推進に向けた支援等について

〔経済産業省、環境省〕

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）により、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和8年度末までと定められています。

現状では、低濃度PCB廃棄物の処理費用や、使用中の低濃度PCB含有電気工作物の代替機器の購入費用についての支援制度がありません。また、使用中の低濃度PCB含有電気工作物については、その使用の制限に関する法的な定めがありません。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中小企業者等の事業活動に重大な影響が生じている中、このままでは、処分期間内に処分できなくなるおそれがあることから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 中小企業者等に対する次の支援制度を創設していただきたい。
 - (1) 低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分に係る処理費用
 - (2) 低濃度PCB含有電気工作物の代替機器購入費用
 - (3) PCB含有のおそれがある電気工作物の絶縁油に含まれるPCB濃度の測定費用

- 2 PCB特別措置法及び電気事業法等に次の措置を規定していただきたい。
 - (1) 設置者に対する義務
 - ① PCB含有のおそれがある電気工作物の絶縁油に含まれるPCB濃度の測定義務
 - ② 低濃度PCB含有電気工作物の毎年度の管理状況（廃止予定年月等）の届出義務
 - (2) 電気主任技術者に対する低濃度PCB含有電気工作物の有無の確認義務
 - (3) 低濃度PCB含有電気工作物の使用期限の設定

（環境森林部）

25 林業・木材産業の自立の実現に向けた路網整備の推進について

〔農林水産省〕

本県では、令和3年3月に「群馬県森林・林業基本計画2021－2030」を策定し、大胆な構造改革と産業基盤の強化によりコスト縮減と収益性の向上を図り、自立した林業・木材産業の実現を目指すこととしています。

当計画では、令和12年の素材生産量50万 m^3 /年を目標に掲げており、目標達成のためには林道や森林作業道等の路網整備による生産性の向上と流通コストの低減が重要な課題の1つとなっています。

本県は、近県と比べて林道密度は同水準ですが、作業道密度が低く、令和2年の素材生産量が38万9千 m^3 /年に留まっている要因にもなっています。素材生産量の増大のためには、整備が遅れている森林作業道のより一層の整備が不可欠です。

このため、本県では林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、森林資源が充実している生産基盤強化区域内における森林作業道の開設に対し支援を行うとともに、県単独事業により、交付金の対象とならない森林作業道の開設・改良に対し支援するなど、森林作業道の整備推進に取り組んでいます。

しかしながら、地域の要望に対し十分な予算措置ができておらず、計画的な森林作業道の整備に支障をきたしています。

ついては、生産基盤の整備がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 森林作業道の整備を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を安定的・持続的に確保していただきたい。

(環境森林部)

26 林業労働安全の推進に対する支援について

〔農林水産省、総務省、厚生労働省〕

林業の労働災害の発生率は、他の産業に比べ極めて高く、さらに作業現場が急峻な地形であること、チェーンソー等の動力付きの切創工具を使用すること、取り扱う立木や伐採木が重量物であることから、重大な死傷事故に至る事案が依然として多い状況にあり、若者の林業への就業敬遠や早期離職の大きな要因となっています。

労働災害を減らし、林業従事者の安全を確保するためには、災害や事故が発生してから対応するのではなく、災害や事故が発生しないよう災害・事故要因を未然に排除しておくことが重要であります。

国においては、令和3年2月に「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定し、農林水産業等全体として、作業上の安全意識の向上に努めており、林業分野においてもより一層の安全対策を講じる必要があります。

一方で、林業の現場である森林地域は、携帯電話等の使用が困難な不感地域が多く存在しており、緊急時の通信網の確保が喫緊の課題となっています。

また、特に林業では零細な事業者が多いことから、労働災害の防止には、国と県が連携し、発生状況・要因・災害因子などを分析し、事業者や作業者に留意点を周知することなど、県が積極的に労働安全の指導をする必要があります。

しかしながら、林業における死傷事故の発生原因等の分析に必要な情報として県が得られるものは、林業経営体に対する直接的な聞き取りによるものに限られており、国と県の収集できる情報量（範囲）の差が大きく、国と県の情報共有も行われなことから、県における安全対策の検討や取組に支障を来しています。

このため、林業の労働安全の推進について、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 森林地域における不感地域の解消や通信システムの整備を推進するとと

もに、緊急時の通信機器の導入に対する支援を拡充していただきたい。

2 林業労働安全に関する具体的な死傷事故事例や再発防止策の情報共有の仕組みを構築していただきたい。

(環境森林部)

27 農地中間管理事業について

〔農林水産省〕

本県においては、平成26年度から令和2年度までに担い手への農地集積率は、29.0%から40.3%と増加しています。この間、農地中間管理機構（以下「機構」という。）の貸借実績は約3,300haとなっています。また、市町村による農用地利用集積計画に基づく権利設定も16,300haとなっており、農地集積率の上昇に大きく寄与しています。

今般、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）等の一部改正では、これまで市町村が行っていた農用地利用集積計画がなくなり、機構が行う農用地利用配分計画に統合するとされています。

これにより、市町村が本来業務として担ってきた農地を担い手に橋渡しする役割が、機構からの受託業務に変わります。この立場の変化により、地域の実情に応じた利用集積の推進に支障が生じるとともに、機構や県に膨大な事務処理が発生することが予想されます。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地域の実状を詳細に把握している市町村、農業委員会及び農協等が、機構からの業務受託者に留まることなく、農地の担い手への橋渡し役として中心的な役割を担うべき立場であることを明確に位置づけていただきたい。
- 2 農地中間管理事業に係る手続及び関連書類について、抜本的な簡素化を図っていただきたい。
- 3 現在、国7/10、県3/10の負担割合となっている農地中間管理事業に関する費用について全額国庫負担とするとともに、拡大する業務に足りる十分な予算を確保していただきたい。

(農政部)

28 担い手農家等の設備投資への支援策について

〔農林水産省〕

現在、担い手農家等の行う設備投資を支援する国庫事業として、「農地利用効率化等支援交付金」及び「担い手確保・経営強化支援事業」が措置されています。

当該事業について、本県から要望を提出するものの、採択となる配分基準ポイントの水準が年々上昇しており、近年は、ほとんど採択されない状況になっています。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 設備投資により経営拡大を目指す担い手農家等の要望に応えられるように、「農地利用効率化等支援交付金」及び「担い手確保・経営強化支援事業」について、予算のさらなる増加をしていただきたい。

(農政部)

29 外国人技能実習制度における、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画の容認について

〔厚生労働省、法務省、農林水産省〕

大規模経営が多い高原野菜産地では、多くの外国人技能実習生を受入れています。孺恋村のような高原キャベツ産地では、生産と販売が連携した農業経営が実践されており、技能実習生にとっては、栽培技術だけでなく、販売や経営手法など大規模農業経営を学ぶ最良な地域となっています。

しかし、高原野菜産地では、春から秋にかけては農繁期ですが、冬期は低温・降雪で実質的に営業休止状態となり、農業経営を学ぶ期間が7～9か月程度と制限されるため、技能実習1号のみを単年修了して帰国する実習生がほとんどであります。そのため、技能実習2号に移行し、更なる栽培技術や農業経営の習得ができない状態となっています。

これは、技能実習2号計画に、一時帰国を含めた計画が認められていないためであり、高原野菜産地で、大規模農業経営を深く学びたいと考える外国人にとって不利益であると考えられます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外国人材の入国が滞っているなか、技能実習終了後、「特定技能」に移行した外国人材は、大変貴重になっています。この「特定技能」への移行に際しては、3年間の技能実習を良好に修了した者は、技能及び日本語能力の試験が免除されます。

当制度を有効に活用するためにも、技能実習1号の1年に加え、2号実習で、さらに2年の経験を積み、通算3年間実習できる環境づくりが、貴重な外国人材を確保し、活躍してもらおう上でも必要とされています。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 外国人技能実習制度については、営業休止期間を有する高原野菜産地の特殊性を考慮し、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画を容認していただきたい。

(農政部)

30 野生鳥獣被害対策の取組強化について

〔農林水産省〕

野生鳥獣による農作物等の被害は深刻化、広域化しており、本県では鳥獣被害対策の基本である「捕る」、「守る」、「知る」対策の実施について、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し支援している。

一方、「守る対策」については、老朽化した既設侵入防止柵が、更新する時期を迎えている地区が増えており、野生動物の出没エリアも広がっていることから、侵入防止柵の追加延長が必要な地区が増加している。

また「捕る対策」については、鳥獣特措法の改正により、都道府県が講じる措置として、市町村の要請を受けて、被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう範囲が拡大され、鳥獣被害防止総合対策交付金において都道府県広域捕獲活動支援事業が新設された。しかし、本事業では捕獲できた場合に1頭当たり上限1万8千円を支払うものであり、捕獲できなかった場合には交付されない出来高払いとなっていることから、県が捕獲業務を委託しづらい方式となっている。

については、総合的な被害対策が持続的且つ円滑に実施できるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金における整備事業について、十分な予算を確保していただきたい。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金における都道府県広域捕獲活動支援事業について、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託することを前提として、必要な経費を積算した事業費に対して補助する交付方式に見直していただきたい。

(農政部)

31 普及事業の取組強化について

〔農林水産省〕

農業を取り巻く環境が大きく変化する中、農業現場では、人と農地の課題解決、スマート農業技術の導入、みどりの食料システム戦略に基づく事業の実施、中山間地域の活性化、気候変動や災害などへのリスク対応等、国と県が協力して取り組むべき課題が山積している。

これらの課題解決に向けた取り組みを効率的に進めるには、地域で直接農業者に接し、課題の解決に取り組む普及組織の役割が一層重要となっている。また、急激な世代交代による経験の少ない職員の割合が高まっており、若手職員の育成が急務となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 農業政策の推進に不可欠な普及事業に要する協同農業普及事業交付金、並びに革新的技術などを導入するための普及関係事業予算については、十分な財政措置を継続的に講じていただきたい。
- 2 増加している若手職員の早期育成が図れるよう、スマート農業技術、みどりの食料システム戦略等、国の施策に関わる研修（行政ニーズ対応研修）の充実を図っていただきたい。

（農政部）

32 野菜価格安定制度と農業経営収入保険制度の同時加入について

〔農林水産省〕

「野菜価格安定制度」により、野菜価格の下落時にあらかじめ積み立てた資金から補給金が交付されることで、野菜産地の生産量維持・拡大及び、計画出荷の推進が図られています。そのため、本制度は、消費者への野菜の安定供給及び野菜経営の安定化に寄与しています。

しかし、野菜経営においては価格下落以外にも、自然災害による作付不能、農業者自らの病気や事故による収穫不能等といった様々なリスクが存在しますが、同制度ではこうしたリスクに対して補償することができません。

一方、平成31年1月に新たに創設された「農業経営収入保険制度」は、「野菜価格安定制度」では補償されない、自然災害や傷病等による減収にも対応しており、総合的なセーフティネットとして機能しています。ただし、特例措置を除き、「野菜価格安定制度」との同時加入は認められていません。この特例措置による同時加入期間は、昨年度1年間から2年間に延長されましたが、生産者からは永続的な実施が求められています。

そのため、野菜経営を安定化させ、国民へ野菜を継続的に安定供給するには、「野菜価格安定制度」に加え、「農業経営収入保険制度」にも加入できることが望ましいと考えます。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農業者の経営努力では避けられないリスクに幅広く対応するべく、「野菜価格安定制度」及び「農業経営収入保険制度」の永続的な同時加入を認めていただきたい。

(農政部)

33 施設園芸等の燃油高騰対策について

〔農林水産省〕

新型コロナウイルスのワクチン接種の進展に伴う世界的な経済活動の再開や、石油輸出国機構（OPEC）の増産見送り、ウクライナ情勢の不安などを背景に、燃油価格が高騰しています。

その一方で、施設園芸では経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格の急騰は農家経営を著しく圧迫しています。

施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）は、すでに省エネ施設を整備した農業者や2期目以降も継続加入する農業者に対し厳しい参加条件を課しているため、加入申請できない農業者が多い状況となっています。

また、省エネルギー化の取組を支援する上で、令和3年に産地パワーアップ事業のエネルギー転換枠が創設され、省エネ設備を導入できる対応となったものの、交付対象要件が厳しく、本県では活用されていません。

については、施設園芸農業者が今後も意欲的に営農を継続し、経営安定が図れるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和5年度以降もセーフティネット事業を継続していただきたい。
- 2 継続してセーフティネット事業に加入する団体、またすでに省エネ効果の高い設備を導入した農業者に対し、加入要件を緩和していただきたい。
- 3 燃油価格の高止まりに対応するため、急騰特例措置を撤廃し、補填対象の燃油数量を常に購入量の100%としていただきたい。
- 4 産地生産基盤パワーアップ事業に係る施設園芸エネルギー転換枠の交付対象要件を緩和または、施設園芸省エネ設備リース導入事業を復活していただきたい。

（農政部）

34 水田活用の直接支払交付金の予算確保について

〔農林水産省〕

米の需要が年々減少し、需要に応じた米生産が求められているなか、本県では、飼料用米等の新規需要米と麦との二毛作による水田フル活用を推進するとともに、産地交付金を活用した戦略作物の生産性向上、地域振興作物等の生産拡大により、担い手の経営安定に努めているところです。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大以降、業務用米を中心に需要が減少しており、令和4年産に関しても主食用米からの作付転換を積極的に推進する必要があります。

しかしながら、米価の大幅な下落に加え、都道府県の裁量により用途を設定できる「産地交付金」の減額など、担い手の所得と生産意欲の低下が懸念されております。

つきましては、担い手が安心して経営を継続できるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 今後も、生産者が安心して主食用米からの作付転換に取り組むことができるよう、「水田活用の直接支払交付金」については、法律に基づく安定した支援制度とするとともに十分な予算を確保していただきたい。
- 2 特に、本県の集落営農法人や大規模生産者等の経営安定に重要な「産地交付金」について、これまでの取組を定着・発展させるため、現行の助成水準を維持できる予算を配分していただきたい。

(農政部)

35 こんにゃく需要拡大のための総合対策について

〔農林水産省、内閣府（消費者庁）、経済産業省〕

こんにゃくは、本県の畑作地帯における基幹作物であり、中山間地域の重要な特産物であることから、本県では、需要に応じた生産振興・消費拡大に取り組み、生産農家や関連産業の経営安定への支援に努めてきました。

しかし、以前から続く家庭内消費の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、業務用需要やお土産販売の低迷による販売量及び卸売価格の下落が続き、事業の存続が危ぶまれる状況となっています。このような状態が継続すれば業界全体の衰退が加速され、多くの生産農家が離農を余儀なくされるのみならず、中山間地域を中心とした農業にも甚大な影響が懸念されます。

以上のことから次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 こんにゃくの機能性成分の含有量やその有意性について、科学的根拠を立証する取組や、消費者の理解を促進する取組など、こんにゃくの新たな需要拡大に向けた取組への支援を強化していただきたい。
- 2 こんにゃく製品の原料及び原産地について、より詳細に消費者へ伝え、国産こんにゃくいもの需要拡大を図るため、原料である「こんにゃくいも」と「こんにゃく粉」を区分し、それぞれの原産地表示について義務化していただきたい。

(農政部)

36 蚕糸業の維持継承に向けた取組について

〔農林水産省〕

国は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業により、蚕糸・絹業提携グループの構築と蚕糸絹業の持続的発展を目指し、国産繭の希少性を活かした純国産絹製品作りを推進してきました。また、令和元年9月に示した「新蚕業プロジェクト方針」において、生産体制の強化や付加価値の高い新たな需要拡大が喫緊の課題であり、繊維及び非繊維分野でのシルク利用促進の取組を行うこととし、両分野を合わせた繭生産量の目標を令和7年200t、令和12年300tと掲げています。

現在、安価な外国産生糸に加えて、コロナ禍の影響により提携グループの活動は厳しい環境におかれ、絹製品等の販売量は激減しています。製糸工場が負担できる繭代も、農家の繭生産費を大幅に下回る状況が続いており、生産（事業）の継続、次世代への技術継承が危機的な状況です。

こうした中で、群馬県では、日本一の繭・生糸の生産県として、蚕糸業を維持継承すべく繭代確保対策等を行い、新たな養蚕担い手も現れています。

については、日本の伝統産業である蚕糸業を維持継承するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 シルクの新たな需要開拓のため、国産繭・生糸（遺伝子組換えカイコを含む）を原料とした製品開発やコロナ禍での販売を促進する対策を講じていただきたい。
- 2 養蚕の新規参入・定着が促進されるよう、養蚕資材の斡旋や技術指導、ネットワーク化など新たな対策を講じていただきたい。

(農政部)

37 内水面養殖業者に対するセーフティーネットの強化について

〔農林水産省〕

群馬県の養殖業はマス類養殖、コイ養殖、放流用種苗の中間育成を主体としたアユ養殖等で構成され、経営形態は、家族経営による小規模なものが多くなっています。本県の内水面養殖生産量は272トン（令和2年漁業・養殖業生産統計年報）であり、全国15位です。

養殖の要となる水の確保については、河川水を利用している業者が多く、近年の激甚化する集中豪雨、台風等により、飼育池へ土砂の流入からニジマス、イワナ、ヤマメ等の飼育魚の逃亡や死亡、河川の著しい流量増加から取水施設の崩壊と取水不足による飼育魚の酸欠死等により、内水面養殖業に甚大な被害が発生する脅威にさらされています。

さらに、養殖業では疾病による被害も顕著であり、とくにマス類の伝染性造血器壊死症（IHN）のようなウイルス性疾病では、根本的な治療法がないため、死亡率が高くなっています。

しかし、国の災害復旧支援事業では、漁業協同組合が管理する共同利用施設以外に十分な支援措置がなされていません。また、漁業災害補償法に基づく漁業共済制度は、主に海面漁業が対象であり、内水面については、ウナギ養殖以外は対象としていません。また、経営努力では避けられない収入減を補填する保険制度もありません。

以上のことから、内水面養殖業の維持・発展に不可欠なセーフティーネットの強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 小規模な内水面養殖業者にも対応した災害復旧に係る支援策を拡充していただきたい。
- 2 マス類等の内水面養殖業者も対象とした養殖経営の安定化のため、収入保険制度を創設していただきたい。

（農政部）

38 取水堰の魚道整備支援について

〔農林水産省〕

群馬県の河川では、農業用水の利用等を促進するため、取水堰が設置され運用されています。取水堰の建設による河川の連続性の分断を防止し、水生生物の生息・生育・繁殖に支障をきたさないように魚道の設置が義務付けられており、堰の管理者又は占有者による魚道の適切な管理が求められています。

県内では、市町村や地元農業団体が管理している農業用取水堰に設置されている魚道について、老朽化による機能低下が進んでいるものも存在します。しかしながら、管理者の財政負担が困難なことから改修が進まない現状になっています。

そのため、国庫補助事業の活用を検討しますが、魚種の制限や増殖実績など、要綱要領で定められている実施要件は、本県のような内水面県において魚類生息や増殖等の状況を見ると、この達成が困難です。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 魚道整備に係る国庫補助事業について、内水面県でも活用しやすいように実施要件の見直しや、緩和をしていただきたい。

(農政部)

39 農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について

〔農林水産省〕

国では、農林水産物・食品の輸出を農業政策の柱と位置付け、令和2年12月に輸出拡大実行戦略を策定し、2025年2兆円・2030年5兆円の輸出額目標達成に向けて各種施策を講じています。

本県においても、「新・群馬県総合計画」において、農畜産物等の輸出促進による販路拡大に積極的に取り組んでいます。

しかしながら、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故による本県産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も多くの国や地域で継続されており、海外への販路拡大の障壁となっています。

このような中、令和4年2月21日にこれまで本県を含む5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の酒類を除く全ての食品の輸入を停止していた台湾が輸入規制を緩和し、本県からも輸出が可能となりました。しかしながら、今回の規制緩和措置後も輸出ロット毎に日本国内での放射性物質検査報告書等の添付が義務づけられ、費用面で大きな負担となっているほか、台湾において長期間を要する放射性物質検査のため、青果物は鮮度の問題から輸出できない品目も多くあります。また、中国では本県を含む9県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野）産の全ての食品の輸入禁止措置が依然として継続されています。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じるようお願いします。

- 1 台湾の本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期完全撤廃及び中国が行っている輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化していただきたい。

（農政部）

40 飼料価格高騰対策について

〔農林水産省〕

配合飼料価格については、原料となる輸入穀物飼料の中国での需要の増加や南米の不作、海上運賃の上昇等により輸入価格が上昇を続けているところですが、最近のウクライナ情勢の緊迫化により更なる価格高騰が懸念されています。

国の配合飼料価格安定制度により価格補填が実施されているものの、生産者実質負担額は増加しており、生産コストの増加による畜産経営の急激な悪化が危惧されています。

については、我が国の持続的な畜産経営を維持するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 配合飼料価格安定制度の補てん金が満額交付されるよう、財源の確保に万全の措置を講じていただきたい。
- 2 配合飼料価格の上昇及び高止まりに対し、経営安定対策事業による補てん等により、畜産農家の経営安定に万全を期していただきたい。
- 3 配合飼料の原料となる輸入穀物飼料の価格変動の影響を最小限に抑えるため、国産自給飼料の増産にかかる水田活用の直接支払い交付金及び施設整備事業の充実・強化していただきたい。

(農政部)

41 農場バイオセキュリティ強化への支援について

〔農林水産省〕

野生いのししでの豚熱感染が確認されている地域と養豚場密集地域が重なる本県では、農場周辺の豚熱ウイルス濃度が高く、雨水などにより農場内にウイルスが侵入してしまうリスクが考えられます。

このため、畜舎内へウイルスを侵入させないことはもとより、農場敷地内への侵入防止を図るためにも、農場における衛生管理レベルを今よりも更に高める対策が必要となります。

そこで、衛生管理体制や畜舎構造の課題点を洗い出す、コンサルタント業務に特化した「防疫アドバイザー（獣医師）」を養豚場に派遣して、ソフト・ハードの両面から農家に対して改善指導を進めています。

施設整備が必要となるような改善は、費用面でも大きな農家負担を伴うため、農場バイオセキュリティの強化を後押しするためにも、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「雨水流入防止」や「設備改修」等への補助事業を創設するなど、ハード面への財政的な支援を充実していただきたい。

(農政部)

42 効果的な豚熱ワクチン接種について

〔農林水産省〕

本県では令和元年10月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、知事認定獣医師制度を活用しながら養豚場への頻回訪問体制づくりを進めてきました。

子豚へのワクチン接種時期は、親豚からの移行抗体が低下した時点であるため、個々の農場における中和抗体検査を強化して、より適切な接種のタイミングを見極めているところです。

しかし、母豚の世代交代等によって抗体価のバラツキが拡大しており、子豚への移行抗体の消失時期が農場ごとに異なることから、接種適期の設定が困難となっています。

については、ワクチン接種を効果的に実施するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 ワクチン接種に関する科学的知見を積み上げ、最適な接種時期・回数を早期に解明していただきたい。
- 2 解明するまでの間、子豚期の2回接種を県の管理のもとで主体的に選択できるよう、特定家畜伝染病防疫指針を柔軟に運用していただきたい。

(農政部)

43 農業農村整備事業の推進について

〔農林水産省〕

本県では、雄大な山々を背景とした豊富な水資源、全国トップクラスの日照時間、標高10mの平坦地から1,400mの高冷地まで広がる耕地を有し、さらに、東京から100km圏内に位置する立地条件など、恵まれた環境を生かし、多彩な農業が営まれています。

令和2年の農業産出額2,463億円のうち、野菜の占める割合は約4割の1,004億円となっており、これまでに整備した農地やかんがい施設等の生産基盤が大きな下支えとなり、野菜産地が形成されるなど、収益性の高い農業が展開されています。

このような中、県では意欲ある担い手の経営基盤を強化し、競争力を高めるため、生産性の高い農地の確保に向けた農業生産基盤の整備を重点的に取り組んでおり、地域からは農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が期待されています。

しかしながら、国庫補助事業については、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算の割合では、補正予算が約5割を占める状況となっていることから、計画的な事業執行に支障をきたしています。

予算確保も喫緊の課題ではありますが、先が見通せない補正予算に頼らざるを得ない状況は、計画的な事業推進に支障が生じるとともに、関係農家及び市町村等との調整事項も多くなり、時間と労力を要するなど、その影響が非常に大きいものとなっています。

また、スマート農業に適した農業生産基盤の整備や自動給水栓等の先進的な省力化技術の導入においても、安定的な当初予算の確保が大変重要となっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 計画的な事業推進を可能とし、地域要望に応えられるよう必要な令和5年度当初予算を確保していただきたい。 (農政部)

44 デジタル産業の創出に向けた支援について

〔内閣府、デジタル庁、経済産業省〕

誰一人取り残されることなく、持続可能な地域経済の実現を図るには、コロナ禍で顕在化した地方の課題をデジタル技術で解決するとともに、若者を惹き付ける新たな産業を地域に創出することが重要です。

デジタル技術の活用は、地域が抱える社会課題の解決だけではなく、産業構造やビジネスモデル、働き方、人々の生活にも大きな変化をもたらすことから、将来にわたる持続的な地域経済の発展には、デジタル産業の集積が欠かせません。

については、地域におけるデジタル産業の創出ならびに集積に向けて、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「デジタル田園都市国家構想推進交付金」は地方のデジタル化の推進や新産業の創出につながる効果的な施策であることから、引き続き十分な予算措置を講じるとともに、地域が柔軟に活用できる制度にしていきたい。
- 2 新たな産業創出の源泉となるオープンデータの利活用が活性化するよう、国は、サイバーセキュリティ対策を一層強化するとともに、データの利活用をビジネスに展開するモデルケースの構築に努めていただきたい。
- 3 民間のデータセンターやデジタル関連企業について、地域への誘致を促進するため、デジタルインフラの整備やオフィスの設置に対する地域や企業への支援を拡充していただきたい。
- 4 地域課題の解決やイノベーション創出につながるデジタル人材を育成する地域や教育機関、産業界が行う取組に対しての支援を拡充していただきたい。

(産業経済部)

45 デジタル化に対応した産業人材育成に係る財政的支援等の充実について

〔厚生労働省〕

生産現場においては、近年の第4次産業革命の進展により、デジタル化や自動化が進んでおり、これらの変化に柔軟に対応し、生産性向上に貢献できる人材育成が求められています。

群馬県では、第11次群馬県職業能力開発計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、各種訓練（離職者等再就職訓練、学卒者訓練及び在職者訓練）の中でデジタル人材育成等を推進していますが、それぞれ課題が多く対応に苦慮しているところです。

具体的には、離職者等再就職訓練の長期コースについては、デジタル分野の訓練受講ニーズは高いものの、国から示される定員枠が少ないため、十分にニーズに応えられない状況にあります。また、短期コースは県内事業者で委託先機関を確保することが難しく、委託費の単価の増額や要件緩和等が求められています。

また、学卒者訓練については、デジタル化に対応した訓練カリキュラムを充実させ、デジタルを使いこなす人材を地域企業に輩出するため、機械・設備の拡充が急務です。

さらに、在職者訓練については、デジタル分野等のリスキリング・リカレント教育のニーズが高まっていますが、企業内のDXを加速化する人材を育成する訓練コースの受講促進のためには、企業の負担を軽減する支援が不可欠です。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 離職者等再就職訓練事業の長期コースについては、デジタル人材育成に係るコースを別枠として定員設定するなど、地域の訓練ニーズに対応可能な制度としていただきたい。また、委託費の単価の増額、就職支援経費の要件緩和などの措置を講じていただきたい。

- 2 職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の補助率を引き上げるなど、財源の充実を図る措置を講じていただきたい。

- 3 デジタル分野等の在職者訓練は、長期間の訓練を要することから、企業の受講費用の負担軽減のため、新たな補助金の創設等の財源措置を講じていただきたい。

（産業経済部）

46 企業のレジリエンス強化に向けたサプライチェーンの構築について

〔経済産業省〕

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、更には各自動車メーカーを始めとした半導体の供給不足、ウクライナ危機による資源及び原材料高騰などにより国内産業が大きな影響を受けており、生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーン構築がより一層重要となっています。

製造業を主力産業とする本県においても、これらを起因とする経営や雇用への影響について、「半導体の生産回復が遅れるようだと雇止め等も検討せざるを得ない」、「樹脂材料の高騰分を価格転嫁できず経営を圧迫しかねない」といった企業の切実な声も聞こえてきており、サプライチェーンの停滞は、そこに組み込まれている多くの関連中小企業の事業継続や雇用の維持・確保などに対し、大きな影響を与えることとなります。

については、国内外における生産拠点の整備を進め、製品の円滑な確保や増産等に柔軟に対応が可能となるサプライチェーンを構築することにより、有事における企業のレジリエンス強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 企業の生産活動や国民生活を支える重要物資及びコア技術の国産化を促進するなど、サプライチェーンの安定化のため、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）」、「海外サプライチェーン多元化支援事業」などの、企業の前向きな設備投資に対する柔軟で弾力的な支援措置を継続するとともに、その充実を図っていただきたい。
- 2 サプライチェーンの寸断リスクへの対処として、企業間のサプライチェーンの可視化を進め調達先を柔軟に切り替えられる体制を構築するため、産業界の更なるDXの推進を支援していただきたい。

(産業経済部)

47 中小企業等への幅広い支援について

〔経済産業省〕

現在、長期化する新型コロナウイルス感染症による来客・売上の減少やウクライナ危機による資源・原材料高騰の影響により、中小企業及び小規模事業者の経営は重大な事業継続の危機に瀕しております。

こうした中、本県では、国の「月次支援金」に連動した感染症対策事業継続支援金（通称「ぐんま月次」）や、実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の創設など、苦境に立たされている中小・小規模事業者の方々の事業継続を支援しているものの、依然として、極めて厳しい経営状況におかれているところです。

については、中小・小規模事業者の事業継続をより強力に後押しするため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 事業復活支援金について、制度を継続し上限を引き上げるとともに、新型コロナウイルス以外の社会情勢の変化も支給要件に加えていただきたい。
- 2 コロナ関連資金の返済が本格的に始まっていくことから、中小・小規模事業者が資金繰りに窮することがないよう事業の継続に重点を置いた支援をしていただきたい。
- 3 原材料や燃料価格高騰により下請企業等に過度な負担を強いることのないよう、これまで以上に企業規模や業種ごとに価格転嫁の動向をきめ細かく監視するとともに、中小企業が価格転嫁しやすい環境整備に努めていただきたい。

（産業経済部）

48 企業の防災・減災対策及び事業継続に係る支援措置の充実について

〔経済産業省、内閣府〕

近年、大地震や台風、大雨などの自然災害が多発しており、企業にとっては大きな被害を受けるだけでなく、事業の継続さえ困難となるようなケースもあります。令和元年台風19号においては、関東や東北地方の河川が氾濫し、工業団地に立地する大企業の工場でも甚大な浸水被害が発生し、雇用不安やサプライチェーンの寸断などにより、地域経済だけでなく、国内経済、更には世界経済にも影響を与えています。

こうした中、本県では、令和2年度から5年間、集中的・緊急的に河川改修や堤防強化などの防災・減災対策を推進していますが、気候変動で頻発・激甚化する災害にしっかりと対応するためには、企業における事前対策の取組強化が喫緊の課題となっています。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 現行の中小企業防災・減災投資促進税制について、特別償却を引き上げていただきたい。
- 2 中小企業を対象にした制度だけでなく、企業規模を限定しない支援措置も創設するなど、支援対象を拡充していただきたい。
- 3 工業団地内立地企業と地方公共団体が共同で実施する防災・減災対策について、補助制度を創設していただきたい。
- 4 災害時における事業継続体制の充実・強化を図るため、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充していただきたい。

（産業経済部）

49 地域未来投資促進法に基づく支援制度の延長等について

〔経済産業省〕

昨今の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大によるサプライチェーン寸断など様々な景気後退リスクを抱えている。地域経済を活性化させ、発展を続けていくためには、引き続き「地域経済牽引事業」を強く促進していくことが必要不可欠です。

しかしながら、同法における主要支援策である、「地域未来投資促進税制」は令和4年度末を期限としているため、事業者が新規に「地域経済牽引事業」を行うメリットが薄れてきているほか、令和3年度からの制度改正により、同一の事業者による複数の事業について、それぞれ税制支援を受けることが困難となっています。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「地域未来投資促進税制」について、大型の設備投資についても支援できるよう、4～5年といった中長期的な期間にわたって延長していただきたい。
- 2 「地域未来投資促進税制」について、旧計画の実施期間終了の如何にかかわらず、同一の事業者による複数の事業計画に対して、それぞれ確認申請を可能とするよう見直していただきたい。
- 3 基本計画について、地方拠点強化税制に係る地域再生計画と同様に、原則5年としている計画期間を見直し、延長を認めていただきたい。認めない場合は、新たな計画を検討するための十分な期間を確保できるよう、速やかに計画策定方針やガイドラインを提示していただきたい。

(産業経済部)

50 「災害レジリエンスNo.1」の実現に向けた防災・減災、国土強靱化の推進について

〔内閣府、総務省、財務省、国土交通省〕

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、毎年のように、水害や土砂災害等により甚大な被害を受けてきました。

本県においても、令和元年東日本台風の際には、下仁田町で県内観測史上最大となる609mmの降雨量（24時間）を記録するなど、吾妻、西毛地域を中心に甚大な被害が生じ、県民の尊い命と財産が失われました。

このように、気候変動の影響等により気象災害が頻発化・激甚化する中、我が国の気象災害は新たなステージへと移行しており、こうした新たな脅威に対応した「平時からの備えと災害時にも機能する強靱な防災インフラの整備」は、今日の最重要課題となっています。

また、高度成長期以降に整備した大量の社会資本の老朽化が、今後、加速度的に進行していくことが見込まれており、気象災害が頻発化・激甚化する中で、既存の社会資本が有する効果を最大限に発揮するためには、社会資本の維持管理・更新を計画的かつ適切に進めていくことが重要です。

このため、本県では、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連した地方財政措置等を活用し、令和2年12月に策定した「ぐんま・県土整備プラン2020」に基づく防災・減災対策や、社会資本の老朽化対策に全力で取り組んでいきたいと考えています。

ついては、「災害レジリエンスNo.1」の実現に向け、引き続き、本県における防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を安定的かつ持続的に確保していただきたい。
- 2 防災・安全交付金などの既存の交付金制度や地方財政措置について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、制度の恒久化や支援の拡充

を図っていただきたい。

- 3 地方が進める防災・減災、国土強靱化を総合的に支援する補助金や交付金などの予算を安定的かつ持続的に確保し、計画的な事業の推進に必要な予算を地方に配分していただきたい。

【群馬県河川事業】

- ・社会経済の壊滅的な被害を回避する河川改修（利根川など）
- ・住民の主体的な避難行動を促す情報の拡充（危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ）

【群馬県砂防事業】

- ・要配慮者利用施設や避難所を守る施設整備（はるな郷^{ごう}A地区など）
- ・著しい人家への被害のおそれのある地域を守る施設整備（尻谷沢^{しりたにさわ}など）
- ・重要交通網の寸断防止（夏保沢^{なつほざわ}など）

【群馬県道路事業】

- ・災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築（上信自動車道^{じょうしん}、西毛広域幹線道路^{せいもう}、渡良瀬幹線道路^{わたらせ}など）
- ・緊急輸送道路の無電柱化・落石対策

【群馬県老朽化対策事業】

- ・道路施設、橋梁、河川構造物、砂防関係施設、都市公園、下水道施設、県営住宅等の老朽化対策

- 4 広域的な観点から防災・減災対策を推進する上で、必要な支援を講じていただきたい。

【広域的な観点からの国の支援】

- ・「流域治水プロジェクト」の推進にあたっては、引き続き、国が中心

となって、関係者の連携強化に努めるとともに、地方が進める流域治水の取組を一層支援していただきたい。

- ・ 関東ブロック新広域道路交通計画に位置付けた全ての路線について、早期に重要物流道路への指定をしていただきたい。

5 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に資する、直轄国道事業や直轄河川・砂防事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に事業を推進していただきたい。

【直轄河川・砂防事業】

- ・ 休泊川^{きゅうはく}排水機場の排水ポンプの増強
- ・ 利根川、渡良瀬川^{からす}、烏川河川改修
- ・ 浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・ 譲原地区^{ゆずりはら}地すべり対策事業 など

【直轄道路事業】

- ・ 一般国道17号上武道路^{じょうぶ}（4車線化）、綾戸^{あやど}バイパス
- ・ 一般国道50号前橋笠懸道路^{まえばしかさかけ}
- ・ 上信自動車道^{しづかわにし}（渋川西バイパス） など

(県土整備部)

(総務部)

51 教職員定数改善の促進について

〔文部科学省〕

Society5.0時代の学校教育には、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、様々な社会の課題を解決する力を育むことが求められています。また、特別な支援が必要な児童生徒が年々増加していることに伴い、多様化した障害の種類や程度を踏まえ、個々の教育的ニーズに沿った教育を行う必要があると考えます。さらに、新型コロナウイルス感染症について、収束の見通しが立たない状況において、引き続き学校における感染防止対策を徹底し、児童生徒の安全を確保しながら教育活動を継続させることが求められています。

このような中、本県では「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」として、県内全ての小・中学校（義務教育学校を含む）の全ての学年において、感染症対策と1人1台端末を活用した群馬県ならではの学びを実現するために、県単独予算と国加配の活用により、小学校第1・2学年30人以下、第3～6学年35人以下、中学校第1～3学年35人以下の少人数学級編制を実施しています。また、小学校の複式学級が8人以下となるように教員を配置しています。

国においても、令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことは大きな成果です。しかしながら、少人数学級編制を推進する取組は、小学校だけでなく中学校においても同様に進められるべきものであると捉えています。また、県の財政面では今まで以上に予算を投入することは困難である状況です。

そこで、児童生徒の健康で安全な生活を保障した上で、多様な子どもたち一人一人の能力や適性に応じたきめ細かな指導が全国どこでも行えるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を以

下のとおり改正していただきたい。

- (1) 中学校においても、全学年で35人以下学級にする。
- (2) 小学校第2学年から第6学年の複式学級において、児童数を8人以下とする。
- (3) 特別支援学級において、児童生徒数を6人以下とする。

2 将来的に小・中学校の全学年で30人以下学級を実現できるよう検討していただきたい。

3 新たに、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び公立高等学校等教職員定数改善計画を早期に確定し、着実に実行していただきたい。

4 小学校教科担任制を推進するための小学校専科教員の配置を拡充していただきたい。

(教育委員会)

52 学校教育のICT化を推進するための財源の確保について

〔文部科学省〕

国の「GIGAスクール構想」による児童生徒1人1台端末環境の整備について、本県においては、令和2年度に「GIGAスクール構想の実現」に係る事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県と市町村が連携して小学校から高等学校まで、1人1台端末の整備を実現しました。

「1人1台端末」の環境は実現されましたが、整備完了後に必要となる、ソフトウェアや端末の更新、端末やネットワークの保守等に係る経費が学校設置者の負担となっており、家庭学習のための通信費の負担についても、ICT環境を運用する上で課題となっています。

また、本県の県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和3年度からBYODを併用しながら授業を進めており、将来は原則として全生徒がBYODを利用することを想定しています。そのため、学校設置者が端末整備費を負担する場合のみならず、保護者負担で整備する場合も補助対象とすることが望まれています。

さらに、多くの県立学校では、敷設から20年を経過した校務系のネットワークが並存しており、老朽化による通信障害や機器の故障等が発生し、学習指導に支障が出ています。運用コストの削減や障害発生時の現場の負担軽減を図るためにも、「GIGAスクール構想の実現」事業により整備したネットワークとの統合を進める必要があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 学校教育のICT化を推進するに当たっては、端末や学校ネットワーク環境の整備を加速するのみならず、今後その運用及び更新に係る経費に対しても、十分な財政支援措置を講じていただきたい。
- 2 高等学校段階における端末整備の補助制度について、学校設置者が整備費を負担する場合のみならず、保護者負担で整備する場合も補助対象としていただきたい。
- 3 校内の既存ネットワークと「GIGAスクール構想の実現」事業で整備したネットワークとの統合を進めるため、新たな財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

53 夜間中学への継続的な支援の充実について

〔文部科学省〕

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずるものとする事が明記されており、令和3年1月には、当時の菅内閣総理大臣から、「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」との答弁がなされました。

また、夜間中学を新設するにあたり、準備のための2年間、開設後運営補助として3年間の計5か年にわたり、国からの補助を受けることができるため、全国で夜間中学の設置が進んでいる状況にあります。

(R4.4月現在 15都府県34市区40校)

しかし、令和9年度以降については、夜間中学準備や運営に係る補助が計画されておらず、さらに、すでに開校後3年を迎えようとしているところでは、これまで取り組んできた活動ができなくなる可能性があるという話を聞いています。

夜間中学は、様々な理由で義務教育を修了できなかった方や、不登校のためほとんど学校に通えなかった方の他に、外国人の方などが通うため、教育活動に要する経費や、教材整備等に必要な経費に対する生徒の負担を軽減する必要があると考えております。

つきましては、夜間中学での教育活動を充実させるために、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和9年度以降の夜間中学運営に係る補助金の継続的な確保について、十分な財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

54 外国人児童生徒への教育の充実について

〔文部科学省〕

近年、日本に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って、小中学校等における日本語指導が必要な外国人児童生徒数も年々増加しています。

また、平成31年4月の改正入管法の施行により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、将来的に家族帯同による外国人の子供のさらなる増加が想定されることから、外国人との共生社会の実現に向けて教育環境の整備等が求められています。

このような状況の中、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を令和2年7月に改訂し、外国人の子供に係る対策として、集住地域、散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施や、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等のための施策を明示しています。

外国人が多く定住している地域(集住地域)等では、既に独自の日本語指導のためのカリキュラムを作成し、受け入れ体制づくりが進んでいる所が多いものの、国籍や使用言語の多様化により従来のノウハウが通用しなかったり、文化の違いから来る様々な課題も発生したりしています。

外国人との共生社会の実現に向け、外国人児童生徒が将来地域の一員として活躍できるようになるためには、上記のような課題を踏まえながら、就学を促進し、必要な力を育てるための学習支援や日本語指導がどこの地域でも受けられるような体制整備が不可欠であります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る補助金の確保について、十分な財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

55 高校魅力化を推進するための施策の充実について

〔文部科学省〕

近年、全国的に少子化に伴う学校の小規模化が進んでおり、各都道府県では学校再編整備計画の策定が求められるなど、少子化に対応した活力ある学校教育の推進が必要とされています。

本県においても、中学校卒業生数は、平成元年の3万3,859人をピークに、以後大幅に減少しています。これに伴い、公立高校全日制の1学年学級数は、平成元年度に506学級、1校平均7学級であったのが、現在は295学級、1校平均4.8学級となっています。今後、中学校卒業生数は一段と減少し、令和18年には1万2千人強となる見込みであり、公立高校の一層の小規模化が想定されます。

これらを踏まえ、本県では地域との連携協働により、特色ある取組を行ったり、中山間地の小規模校の一部で生徒の全国募集を行ったりするなど、高校の魅力化を推進しています。今後継続的に高校の魅力化を進めるためには、質の高いプログラム構築のため、コーディネーター人材との連携や、魅力化のためのインフラ整備なども必要となります。

また、今後も少子化による各校の小規模化が避けられない中で、教科によっては、専門の教員の配置が困難となっており、高校の魅力化推進を加速化させるためには、教員配置数の少ない小規模校であっても、専門教員による授業の受講を可能とするよう、遠隔授業の要件緩和が必要となります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 高校魅力化に向けた都道府県の取組に対する財政的支援を講じていただきたい。
- 2 遠隔授業における受信側の教員の配置要件の緩和や、受講可能生徒数の上限緩和を行っていただきたい。

(教育委員会)

56 国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の 確立・運営について

〔文部科学省、厚生労働省〕

SNS等を活用した相談体制構築事業については、都道府県及び指定都市を中心に、文部科学省又は厚生労働省の事業を活用して実施されているところであり、いじめを含む様々な悩みや不安を抱える多くの生徒からの相談に対応し、問題の深刻化の防止に一定の効果が見られます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない中、様々な要因から不安や悩みを抱える生徒が増加し、本県においても、ここ数年生徒の命に関わる重大な事案が例年に比べて多く発生しました。このような状況を受け、今年度も早期に生徒の心のケアを行う必要があることから、本県では、「ぐんま高校生オンライン相談」を実施しています。

一方、全国的に見ると、SNS等を活用した相談体制の構築事業に取り組んでいる自治体内に居住しているものの、域外の学校に通っていることにより、相談の機会が与えられない生徒も存在します。全国の中高生等に等しく相談の機会が与えられる必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 SNS等を活用した相談体制について、国により、全国の生徒を対象とした制度を創設し、運営していただきたい。

(教育委員会)

57 障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について

〔文部科学省、厚生労働省〕

近年、特別支援学校の児童生徒数や求職障害者数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実のほか、社会福祉施設等における生活支援や就労支援など、総合的な対策を行う必要があります。

また、障害者法定雇用率が平成30年4月から2.2%となり、更に令和3年3月からは2.3%まで引き上げられ、雇用義務の対象がより小規模な企業に拡大されることから、中小企業を中心とした企業に対する支援施策の更なる充実が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により雇用の悪化が懸念されますが、障害のある生徒が、高等部卒業後、地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 障害のある生徒の就業体験の円滑な実施のための環境整備及び卒業後の正規雇用としての就労先確保のための仕組みを構築していただきたい。

(教育委員会)

58 医療的ケア看護職員等の配置の拡充について

〔文部科学省、厚生労働省〕

現在、学校における医療的ケアの充実を図るために、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う看護職員及び介護福祉士等の配置に要する経費の国による補助については、補助率が対象経費の1／3以内とされているところです。

本県では、医療的ケア対象児童生徒の増加に伴い看護師を増員してきましたが、対象児童生徒の進級に伴って必要な授業時間が増えることにより、対象児童生徒の在校時間が長くなってきています。また、医療的ケアの実施により健康状態が安定し、教育活動への参加機会も広がっています。

そのため、看護師の増員と併せ、勤務時間を児童生徒の在校時間に応じて延長していく必要があります。

つきましては、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置に要する経費の国による補助については、補助率を対象経費の1／2以内へ引き上げるとともに、国の予算額を増額するなど、十分な財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)